

葛巻町農業委員会 第8回総会議事録

1 日 時 令和7年2月20日(木) 午後2時01分から午後2時12分

2 会 場 葛巻町役場 まき×まきホール

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

な し

6 議事録署名委員

⑨外 平 静 子

②久 保 淳

7 書記（農業委員会事務局）

大久保 栄作（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第8回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお16番中崎推進委員、17番芳田推進委員から欠席の申し出がありました。15番木戸場推進委員からは遅れると連絡がありましたのでお知らせいたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は9番外平委員、2番久保職務代理のお2人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の大久保事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

月 日	内 容	出 席 者
1月22日	いわてポラーノの会第1回理事会（プラザおでって）	星野委員
1月27日	経営戦略セミナー（ホテルメトロポリタン盛岡）	和野
2月5日 ～6日	市町村農業委員会会長・事務局長会議・研修会 岩手県農業会議創立70周年記念式典・祝賀会 （サンセール盛岡）	門場会長、大久保事務局長
2月6日	ポラーノの会総会 女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会 （サンセール盛岡）	星野委員、外平委員、 木戸場推進委員、和野
2月14日	現地確認（町内）	藤森委員、戸花委員、 和野、峠館
2月18日	葛巻町産業振興大会（グリーンテージ）	委員7名、推進委員7名
2月19日	農地利用最適化活動担当職員研修会（WEB）	和野

議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は、1ページから8ページをご覧ください。

●●市の●●●●が県工事の一般河川馬淵川筋打田子地区河川改修その5工事を施工するため仮設事務所・駐車場等として使用するため、●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の畑1筆3,040㎡のうち520㎡を一時転用するものです。この案件は、事前に許可申請をせず仮設事務所等を設置したため追認の案件となります。申請書は2ページから4ページになります。位置図については5ページから7ページをご覧ください。8ページの調査書に記載のとおり、すべての項目を満たしており許可相当と思われます。

議 長（門場会長）

この議案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

3 番（藤森委員）

現地確認の報告をします。本件は追認案件であり、申請書に記載のとおり建築物等、既に整備されており、申請内容通りであることを確認しました。敷鉄板等による防塵等の対策も行われていることや、事業完了後は速やかに原状復帰することから、農地への影響はないと判断しました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

次に日程第5、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局（和野補佐）

議案書は9ページをご覧ください。4件いずれも農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて契約するものです。

1 番は●●●●地区の●●●●さん所有の畑等 2 筆、24, 534 m²を、同地区の●●●●さんが使用貸借するものです。

2番は●●●●地区の●●●●さん所有の畑1筆、9,831㎡を、同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

3番は●●地区の●●●●さん所有の田1筆、3,282 m²を、●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

4番は●●地区の●●●●さん所有の畑2筆、28,669㎡を、●●地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。いずれも新規の案件となります。利用目的や期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ

(「なし」の声あり)

議長（門場会長）

ないので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第2号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に日程第 6、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号 5 番の折元大樹委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いします。

(5番 折元委員 退席)

議長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。

事務局（和野補佐）

議案書は10ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて契約するものです。●●●地区の●●●●さん所有の田1筆、1,985㎡を同地区の●●●●●●●●●●●●が賃貸借するものです。新規の案件となります。利用目的や期間などについてはそれぞれお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 3 号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。折元委員は入室してください。

（5 番 折元委員 入室）

議 長（門場会長）

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。